

鹿 児 島 県 公 報

平成25年2月28日（木）号 外



発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県政務調査費の交付に関する条例及び鹿児島県議会基本条例の一部を改正する
条例（※）（総務課取扱い） 1
- 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例（※）（議事課取扱い） 4
- 鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例（※）（総務課取扱い） 5

条 例

鹿児島県政務調査費の交付に関する条例及び鹿児島県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第1号

鹿児島県政務調査費の交付に関する条例及び鹿児島県議会基本条例の一部を改正する条例

（鹿児島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年鹿児島県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「（所属議員が1人の会派を含む。以下「会派」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に

改め、同条第4項及び第5項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「議会の会派（所属議員が1人の会派を含む。以下「会派」という。）」を「会派」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派又はその所属議員（以下「会派等」という。）が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第9条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の収支報告書には、別に定めるところにより政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

第10条の見出しを「（収支報告書の写しの送付）」に改め、同条中「とともに、政務調査費の適正な運用を期するため必要に応じ調査を行う」を削る。

第11条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

区 分	内 容
調査研究費	会派等が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派等による研修会、講演会等の開催（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会

	派の所属議員又は会派等の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派等が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派等が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派等が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派等が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	1 会派等が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 2 所属議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別記様式中「鹿児島県議会議長 _____ 「鹿児島県議会議長 _____ 殿」を _____ 殿」に、

「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費の収支報告」を「政務活動費

「1 収入 _____ 円を
政務調査費 _____ 円を
2 支出 _____ 」

「1 収入 _____ 円

内訳 (_____ 円) に、 「 _____ 項 _____ 目 _____ 」

政務活動費	_____ 円
預貯金利息	_____ 円
補 填 等	_____ 円
計	_____ 円

2 支出 _____ 」

「 _____ 区 _____ 分 _____ に、 _____ 」

「 _____ 会 _____ 議 _____ 費 _____ 円 _____ を _____ 」

広 聴 広 報 費	円		に
要 請 陳 情 等 活 動 費	円		
会 議 費	円		

改める。

(鹿児島県議会基本条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県議会基本条例（平成22年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第 1 項中「議員の調査活動の基盤の充実を図り、もって議会の審議，立案等の機能を強化するため」を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に、「鹿児島県政務調査費の交付に関する条例」を「鹿児島県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前の鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 4 条の規定により提出された届出書は、施行日において新条例第 5 条の規定により提出された届出書とみなす。

.....

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成 3 年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第22条第 3 項を次のように改める。

- 3 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その日時，場所，意見を聴こうとする案

件その他必要な事項を公示する。

第23条を削り，第24条を第23条とする。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め，同条第2項中「片寄らない」を「偏らない」に改め，同条を第24条とする。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め，同条第3項を次のように改める。

3 公述人の発言が前項に規定する範囲を超え，又は公述人に不穏当な言動があるときは，委員長は，発言を制止し，又は退席させることができる。

第26条を第25条とし，第27条を第26条とし，第28条を第27条とする。

第29条第2項中「及び」を「，」に，「聞こう」を「聴こう」に改め，同条第3項中「第26条（公述人の発言），第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改め，同条を第28条とし，第30条を第29条とし，第31条を第30条とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第5条及び第6条の改正規定は，平成25年3月1日から施行する。

.....

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第3号

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第118条第1項」を「第125条第1項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。